

特定乳児等通園支援事業者の確認に係る利用定員の設定について

1 概要

(1) 乳児等通園支援事業について

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、「乳児等通園支援事業」（こども誰でも通園制度）が、令和 8 年 4 月 1 日から、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施されることとなっている。（子ども・子育て支援法第 30 条の 1 2）
- これに伴い、当該事業を行う者（特定乳児等通園支援事業者）は、市町村が条例で定める基準を満たし、その旨市町村の確認を受けることにより、市町村が負担する乳児等支援給付費の対象となることができることとされた。（子ども・子育て支援法第 54 条の 2）
- この確認に当たり、市町村は、事業者の申請により利用定員を定めることとされた。（子ども・子育て支援法第 54 条の 2）

(2) 事業の区分及び利用定員の設定について

事業の区分	事業の内容	利用定員の設定
一般型 乳児等通園支援事業	条例に規定する設備・運営基準（職員配置、必要面積等）を満たしたうえで、 <u>原則、専従職員を配置して行うもの</u>	事業所が同時に <u>受入れ可能な任意の人数で設定</u>
余裕活用型 乳児等通園支援事業	保育所、認定こども園、小規模保育事業所等において、 <u>当該施設の利用定員の空きを活用して行うもの</u>	当該施設の <u>0 歳から 2 歳までの利用定員の範囲内で設定</u>

2 本会議への諮問

- 市町村は、特定乳児等通園支援事業者が 1 時間当たりの利用定員を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならないこととされている。（子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項）（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準第 3 条）
- これに伴い、次ページ記載の特定乳児等通園支援事業者の利用定員の設定について、審議会意見聴取を行うものである。（令和 8 年度開始のため、今回が初めての意見聴取となる）

3 利用定員の設定について

No.	事業者名	施設・事業所名	施設類型	一般型 利用定員 (専従職員数)	余裕活用品 (0～2歳児)		
					本体 利用定員 ①	本体 入所見込 ②	余裕活用品 利用定員 ①-②
1	(福法) 申孝福祉会	申孝保育園	保育所	—	35人	23人	12人
2	(福法) 若芽会	若芽保育園	保育所	3人 (1)	44人	36人	8人
3	(福法) 若芽会	若芽保育園 西大野分園	保育所分園	3人 (1)	—		
4	(福法) 鳳会	泉川保育園	保育所	—	30人	24人	6人
5	(福法) 扇岳会	ねむのき保育園	保育所	—	18人	18人	0人 ⇒ 1人
6	(福法) 南福祉会	青森甲田こども園	幼保連携型 認定こども園	8人 (2)	23人	15人	8人
7	(福法) 南福祉会	あおもりみなみこども園	幼保連携型 認定こども園	3人 (1)	25人	24人	1人
8	(福法) 洗心会	こども園あおもりよつば	幼保連携型 認定こども園	3人 (1)	27人	26人	1人
9	(福法) 共愛会	幼保連携型認定こども園 いしえこども園	幼保連携型 認定こども園	3人 (1)	28人	28人	0人 ⇒ 1人
10	(福法) 長幸会	幼保連携型認定こども園 おおぼし保育園	幼保連携型 認定こども園	4人 (1)	29人	15人	14人
11	(福法) 徳誠福祉会	野木和保育園	幼保連携型 認定こども園	3人 (2)	35人	28人	7人
12	(学法) 青森幼稚園	認定こども園 第二青森幼稚園	幼稚園型 認定こども園	—	36人	30人	6人
13	(学法) 青森幼稚園	認定こども園 青森幼稚園	幼稚園型 認定こども園	—	51人	51人	0人 ⇒ 1人
14	(福法) 洗心会	プティよつば	小規模 保育事業所	—	19人	19人	0人 ⇒ 1人
15	(福法) 南福祉会	チャイルドケアセンター ホク	小規模 保育事業所	3人 (1)	19人	6人	13人
16	(株) 幸栄	青森六花保育園	認可外 保育施設	5人 (2)	— ※実施不可		
1時間当たりの利用定員数 計				38人	—		80人
1時間当たりの利用定員数 合計				118人			
令和7年4月～令和8年2月 利用認定者				88人			
(参考) 第3期青森市子ども・子育て支援事業計画 確保方策 (国の手引きに基づく算出方法による確保方策) (0～2歳児のR7 推計児童数-R7 入所児童数=994人) ×10時間/月 176時間				1か月あたり 56人 ※ 計画中間年 (R9) に見直し必要			

※1 ①本体利用定員、②本体入所見込は令和8年4月1日時点の見込数

※2 職員配置基準 0歳児3人につき職員1人 1・2歳児6人につき職員1人

※3 No.5、No.9、No.13、No.14は、R8.4.1時点で空きがない状況が見込まれるが、利用定員は具体的な人数を定める必要があるうえで、例えば、例年の空き状況等を鑑みた「想定人数」などを利用定員として設定できる旨国から示されていることを踏まえ、本市としては、便宜上、最低人数として「1人」と設定するとともに、余裕活用品の利用定員が流動的であることから、すべての余裕活用品において「本事業を行う保育所等の利用状況等により変動する」旨のただし書き(国提示文)を規定させることとする。